

新法人定款（素案）対照表

⇔現行寄附行為

⇔モデル定款

2010年 3月 17日

財団法人 情報通信学会
新法人移行推進プロジェクトチーム

覚書

1. この資料は、新法人定款(素案)を検討するためのものとして、財団法人情報通信学会寄附行為(現行寄附行為)及びモデル定款(新制度への移行を円滑に進めるために内閣府が提案するもの)との比較対照を目的として作成した。
 2. 現行寄附行為の条文は、新法人定款(素案)との新旧対照を示すため、順番どおりでなく、重複もある。
 3. 定款の記載事項としては、後述「5」にあるとおり、(1) 必要的記載事項、(2) 相対的記載事項、(3) 任意的記載事項がある。これらについて、新法人定款(素案)は、モデル定款を参考としながら、(1)を漏れなく記載し、あわせて可能な限り(2)を記載することとし、(3)は学会に必要な範囲内で学会の実態に即して記載することとした。備考欄には、新法人定款(素案)を立案するにあたって留意した事項その他特に注記しておく必要がある事項を列挙してある。なお、法律上定められ、定款によってその内容を変えることができない事項(法定事項)もあり(たとえば、評議員と役員との兼任の禁止(法人法173条2項))、実際に学会を運営するにあたっては、関係法令も参照しなければならない。
 4. 各法令の略称は、次のとおり。
「法人法」= 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)
「認定法」= 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)
「整備法」= 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)
5. 定款記載事項の種類について(内閣府作成資料より)
 - (1) 必要的記載事項等
必要的記載事項とは、すべての事項を定款に記載しなければならない事項であり、その一つでも記載が欠けると、定款の効力は生じない。
法人法上の必要的記載事項は、次のとおり。
 - 目的(法人法11条1項1号、153条1項1号)
 - 名称(法人法11条1項2号、153条1項2号)
 - 主たる事務所の所在地(法人法11条1項3号、153条1項3号)
 - 社員の資格の得喪に関する規定(法人法11条1項5号)※社団法人のみ
 - 評議員の選任及び解任の方法(法人法153条1項8号)※財団法人のみ
 - 公告方法(法人法11条1項6号、153条1項9号)
 - 事業年度(法人法11条1項7号、153条1項10号)
また、法人法上の必要的記載事項ではないが、移行認定を受けるためには、次の事項を定款に記載する必要がある。
 - 会計監査人を置く旨の定め(法人法60条2項、170条2項、認定法5条12号)
※貸借対照の負債の部の額等が政令で定める基準(認定法施行令6条)以下の場合を除く
 - 理事会、監事を置く旨の定め(法人法60条2項、61条、認定法5条14号ハ)
※社団法人のみ
 - 不可欠特定財産についての定め(認定法5条16号)※該当する財産がある場合のみ
 - 公益認定の取消し等に伴う贈与についての定め(認定法5条17号)
 - 残余財産を他の公益法人等に帰属させる旨の定め(認定法5条18号)
 - (2) 相対的記載事項
必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、「定款の定めがなければその効力を生じない事項」(法人法12条)である。
具体例としては、次の事項がある。
 - 社員の経費支払い義務(法人法27条)
 - 理事及び監事の任期の短縮(法人法66条、67条)
 - 理事会の決議の省略(法人法96条) 等
 - (3) 任意的記載事項
法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項である。
記載がなくても定款の効力に影響はないが、記載したものを変更するときは、定款変更の手續(法人法146条、200条)が必要となる。

財団法人情報通信学会寄附行為	公益財団法人情報通信学会定款（素案）	内閣府作成モデル定款	備考
	第1章 総則	第1章 総則	
<p>(名称)</p> <p>第1条 この法人は、財団法人情報通信学会(The Japan Society of Information and Communication Research 以下「学会」という。)という。</p>	<p>(名称)</p> <p>第1条 この法人は、公益財団法人情報通信学会(以下「学会」という。)と称する。</p> <p>2 学会の名称の英語表記は、The Japan Society of Information and Communication Research とする。</p>	<p>(名称)</p> <p>第1条 この法人は、公益財団法人〇〇〇〇と称する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の名称は必要的記載事項である(法人法153条1項2号)。 ・ 現行寄附行為を踏襲し、以下「学会」と自称する。 ・ 英語表記を別項とする。
<p>(事務所)</p> <p>第2条 学会は、事務所を東京都港区虎ノ門三丁目22番1号に置く。</p>	<p>(事務所)</p> <p>第2条 学会は、主たる事務所を東京都港区に置く。</p> <p>2 学会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。</p>	<p>(事務所)</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を<例：東京都〇〇区>に置く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主たる事務所の所在地は必要的記載事項である(法人法153条1項3号)。最小行政区画まで特定すれば足りる。
	第2章 目的及び事業	第2章 目的及び事業	
<p>(目的)</p> <p>第3条 学会は、情報及びコミュニケーションに関する総合的、学際的な研究、調査及びその研究者相互の協力を促進し、もってコミュニケーションの発展に貢献することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第3条 学会は、情報及びコミュニケーションに関する総合的、学際的な研究、調査及びその研究者相互の協力を促進し、もってコミュニケーションの発展に貢献することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第3条 この法人は、〇〇〇〇に関する事業を行い、〇〇〇〇に寄与することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的は必要的記載事項である(法人法153条1項1号)。現行寄附行為を踏襲する。
<p>(事業)</p> <p>第4条 学会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <p>(1) 情報及びコミュニケーションに関する総合的、学際的な研究、調査</p> <p>(2) 研究会、研修集会、講演会等の開催</p> <p>(3) 機関紙その他の図書の刊行</p> <p>(4) 情報及びコミュニケーションに関する研究の顕彰</p> <p>(5) 国内及び国外の学会との連絡及び協力</p> <p>(6) その他学会の目的達成に必要な事業</p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 学会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 情報及びコミュニケーションに関する総合的、学際的な研究、調査</p> <p>(2) 研究会、研修集会、講演会等の開催</p> <p>(3) 機関誌その他の図書の刊行</p> <p>(4) 情報及びコミュニケーションに関する研究の顕彰</p> <p>(5) 国内及び国外の学会との連絡及び協力</p> <p>(6) その他学会の目的を達成するために必要な事業</p> <p>2 前項各号に掲げる事業は、国内及び国外において行うものとする。</p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 〇〇〇〇の△△△△その他××××及び〇〇〇〇に関する△△△△の普及</p> <p>(2) △△△△において××××を行う〇〇〇〇の推進</p> <p>：</p> <p>：</p> <p>(n) その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p> <p>2 前項第1号の事業は、<例1：日本全国、例2：〇〇地方、例3：〇〇県、・・・及び〇〇県、例4：〇〇県及びその周辺、例5：〇〇市、例6：本邦及</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容は公益認定を受けるために必要な記載事項である(認定法5条1号を参照)。現行寄附行為を踏襲する(但し、必要最小限の修正を加える)。 ・ 公益目的事業の実施区域は定款に明記することが望ましく、2項を置く。

財団法人情報通信学会寄附行為	公益財団法人情報通信学会定款（素案）	内閣府作成モデル定款	備考
		<p>び海外>、同項第2号の事業は……において行うものとする。</p>	
	<p>第3章 資産及び会計</p>	<p>第3章 資産及び会計</p>	
<p>(資産の構成) 第5条 学会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。 (1) 設立に際し、寄付された財産 (2) 設立後寄付された財産 (3) 資産から生ずる収入 (4) 事業に伴う収入 (5) その他の収入</p>	<p>(資産の種別) 第5条 学会の資産は、基本財産及びその他の財産とする。 2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。 (1) 学会の目的である事業を行うために不可欠なものとして別表に掲げる財産 (2) 公益認定を受けた日以後に基本財産として寄附された財産 (3) その他理事会及び評議員会の決議により基本財産に繰り入れられた財産 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。</p>	<p>(基本財産) 第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1及び別表第2の財産は、この法人の基本財産とする。 2 基本財産は、<例:(評議員会において別に定めるところにより、)この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。> 3 別表第2の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行寄附行為における基本財産に関する定めは、法人法上の効力を有しない。今般の移行手続の時点を一応の基準として、新たに基本財産の内容を定めることとなる。 ・ 公益目的事業の実施に不可欠な特定の財産(不可欠特定財産。たとえば、美術品)がある場合は、それを別に定める必要がある(モデル定款を参照)。
<p>(資産の種別) 第6条 資産は、基本財産及び運用財産とする。 2 基本財産は、次に掲げるものとする。 (1) 設立当初の財産目録に記載された財産 (2) 設立後、基本財産として寄付された財産 (3) 理事会の議決により基本財産に繰り入れられた財産 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。</p>	<p>(基本財産の維持及び処分) 第6条 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、学会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。 2 学会の目的及び事業の遂行上やむを得ない理由により基本財産の一部を処分し若しくは担保に供し又は基本財産から除外しようとするときは、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 学会の資産に関することであるから、基本財産の処分等にあたって「理事会の決議」及び「評議員会の承認」を要件とする。 ・ なお、学会の資産に及ぼす影響が大きいことに鑑みて、ここでの「評議員会の承認」は特別決議事項とする(素案22条2項を参照)。
<p>(基本財産の処分の制限) 第7条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、学会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。</p>			
<p>(資産の管理) 第8条 資産は、理事会の議決に基づいて、会長がこれを管理する。 2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、又は信託会社に信託し、あるいは国債、公債等確実な有価証券にかえて保管しなければ</p>			

財団法人情報通信学会寄附行為	公益財団法人情報通信学会定款（素案）	内閣府作成モデル定款	備考
ならない。			
<p>(長期借入金) 第13条 学会が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。</p>	<p>(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け) 第7条 学会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。 2 学会が重要な財産の処分又は譲受けをしようとするときも、前項と同様とする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行寄附行為に同様の規定があり、他法人にも類似の例が見られることから、この規定を置く。学会の資産に関することであるから、「理事会の決議」及び「評議員会の承認」を要件とする。 ・ なお、学会の資産に及ぼす影響が大きいに鑑みて、ここでの「評議員会の承認」はここでの「評議員会の承認」は特別決議事項とする(素案22条2項を参照)。
<p>(新たな義務負担等) 第14条 第7条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、学会が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。</p>	<p>(新たな義務負担等) 第8条 第6条第2項及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、学会が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものをしようとするときは、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行寄附行為に同様の規定があり、他法人にも類似の例が見られることから、この規定を置く。「理事会の決議」及び「評議員会の承認」を要件とする。 ・ なお、ここでの「評議員会の承認」は普通決議事項とする(現行寄附行為は「理事会の決議」とするのみである)。
<p>(会計年度) 第15条 学会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p>	<p>(事業年度) 第9条 学会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p>	<p>(事業年度) 第6条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇〇日に始まり翌年〇月〇〇日に終わる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要的記載事項である(法人法153条1項10号)。現行寄附行為を踏襲する。 ・ なお、素案附則2項がある。
<p>(事業計画及び収支予算) 第10条 学会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事会の議決により会長がこれを定め、毎会計年度開始前に文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。</p>	<p>(事業計画及び収支予算) 第10条 学会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p>	<p>(事業計画及び収支予算) 第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、<例1:理事会の承認、例2:理事会の決議を経て、評議員会の承認>を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係書類を一般の閲覧に供する必要がある(認定法21条)。 ・ なお、従たる事務所から電子情報として閲覧できる場合、従たる事務所に書類を備え置く必要はないが(認定法21条6項、認定法施行規則36条)、素案では従たる事務所(但し、従たる事務所が設置された場合に限る)にも備え置くこととする。
<p>(書類及び帳簿の備付等) 第33条 この学会の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令によ</p>	<p>2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所(第2条第2項の規定に基づき従たる事務所を置いた場合に限る。以下同じ。)に、当該</p>	<p>2 前項の書類については、主たる事務所(及び従たる事務所)に、当該事業年度が終了するまでの</p>	

財団法人情報通信学会寄附行為	公益財団法人情報通信学会定款（素案）	内閣府作成モデル定款	備考
<p>り、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 寄付行為 (2) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書 (3) 財産目録 (4) 資産台帳及び負債台帳 (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類 (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類 (7) 官公署往復書類 (8) 収支予算書及び事業計画書 (9) 収支計算書及び事業報告書 (10) 貸借対照表 (11) 正味財産増減計算書 (12) その他必要な書類及び帳簿</p> <p>2 前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類及び同項第8号から第11号までの書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号及び第12号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。</p> <p>3 第1項第1号、第3号及び第8号から第11号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。</p>	<p>事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p>	<p>間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p>	
<p>(収支決算) 第11条 学会の収支計算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて毎会計年度終了後3月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。</p>	<p>(事業報告及び決算) 第11条 学会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書(正味財産増減計算書) (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書 (6) 財産目録</p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3</p>	<p>(事業報告及び決算) 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書(正味財産増減計算書) (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書 (6) 財産目録 (7) キャッシュ・フロー計算書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本学会は会計監査人を置く必要がない。 ・ 会計監査人の設置が義務付けられていないので、キャッシュ・フロー計算書の作成義務はない。
<p>(書類及び帳簿の備付等) 第33条 この学会の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。</p>	<p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3</p>		

財団法人情報通信学会寄附行為	公益財団法人情報通信学会定款（素案）	内閣府作成モデル定款	備考
<p>(1) 寄付行為 (2) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書 (3) 財産目録 (4) 資産台帳及び負債台帳 (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類 (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類 (7) 官公署往復書類 (8) 収支予算書及び事業計画書 (9) 収支計算書及び事業報告書 (10) 貸借対照表 (11) 正味財産増減計算書 (12) その他必要な書類及び帳簿</p> <p>2 前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類及び同項第8号から第11号までの書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号及び第12号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。</p> <p>3 第1項第1号、第3号及び第8号から第11号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。</p>	<p>号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告 (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿 (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類 (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p>	<p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号(及び第7号)の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間(、また、従たる事務所に3年間)備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所(及び従たる事務所に)に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告 (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿 (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類 (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p>	
	<p>(公益目的取得財産残額の算定) 第12条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。</p>	<p>(公益目的取得財産残額の算定) 第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。</p>	
<p>(経費の支弁) 第9条 学会の経費は、運用財産をもって支弁する。</p>			
<p>(収支差額) 第12条 学会の収支計算に収支差額があるときは、理事会の議決を受けて、その一部又は全部</p>			

財団法人情報通信学会寄附行為	公益財団法人情報通信学会定款（素案）	内閣府作成モデル定款	備考
<p>を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。</p>			
	<p>第4章 評議員及び評議員会</p> <p>第1節 評議員</p>	<p>第4章 評議員</p>	
<p>(評議員の選出)</p> <p>第20条の2 学会に、評議員15名以上20名以内を置く。</p> <p>2 評議員は、理事会で選出し、会長が任命する。</p> <p>3 特定の評議員とその親族及びその他特別の関係にあるものの合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。</p> <p>4 評議員は、役員を兼ねることはできない。</p> <p>5 評議員には、第19条^{※1}及び第20条^{※2}の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。</p> <p>※1(役員の任期) 第19条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の在任期間とする。</p> <p>3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p> <p>※2(役員の解任) 第20条 役員が次のいずれかに該当する場合は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決により会長がこれを解任することができる。</p> <p>(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。</p> <p>(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。</p>	<p>(評議員の定数)</p> <p>第13条 学会に、評議員10名以上20名以内を置く。</p>	<p>(評議員の定数)</p> <p>第10条 この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新制度において、評議員は、評議員会に本人が出席し議決権を行使しなければならないなど、負担が増大する。今後、学会運営の機動性を高める必要が生じる場合もあるだろう。そこで、評議員の定数について、下限を引き下げることを提案する。
	<p>(評議員選定委員会)</p> <p>第14条 学会に、評議員を選任及び解任する機関として、評議員選定委員会を置く。</p> <p>2 評議員選定委員会は、次の5名の委員をもって構成する。</p> <p>(1) 評議員 1名</p> <p>(2) 監事 1名</p> <p>(3) 事務局職員 1名</p> <p>(4) 外部委員 2名</p> <p>3 外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。</p> <p>(1) 学会又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人</p> <p>(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者</p> <p>(3) 第1号又は前号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)</p> <p>4 外部委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員</p>	<p>(評議員の選任及び解任)</p> <p>第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。</p> <p>2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。</p> <p>3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。</p> <p>(1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人</p> <p>(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者</p> <p>(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)</p> <p>4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。</p> <p>5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員の選任及び解任の方法は、必要的記載事項である(法人法153条1項8号)。 ・素案は、「評議員選定委員会」の設置・構成等に関する事項について、独立した一か条を設ける。 ・評議員選定委員会の委員の任期、報酬、費用弁償等について必要な事項を定める。

財団法人情報通信学会寄附行為	公益財団法人情報通信学会定款（素案）	内閣府作成モデル定款	備考
	<p>会の終結の時までとする。</p> <p>5 外部委員は、無報酬とする。</p> <p>6 外部委員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。費用の弁償の額及びその支給方法については、理事会において別に定める。</p> <p>7 評議員選定委員会の議事の運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。</p> <hr/> <p>（評議員の選任及び解任）</p> <p>第15条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。</p> <p>2 評議員選定委員会は、評議員を選任又は解任するときは、会員の意見を参考とすることができる。会員の意見を聴くための手続は、理事会が評議員会の承認を受けて別に定める。</p> <p>3 理事会は、評議員選定委員会に対し、次に掲げる事項を明らかにした書面を添えて、評議員候補者を推薦することができる。</p> <p>(1) 当該候補者の経歴</p> <p>(2) 当該候補者を候補者とした理由</p> <p>(3) 当該候補者と学会及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係</p> <p>(4) 当該候補者の兼職状況</p> <p>4 理事会は、評議員選定委員会から要請があった場合には、評議員選定委員会に対し、評議員候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。</p> <p>5 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。</p> <p>6 評議員選定委員会は、第13条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。</p> <p>7 前項の場合には、評議員選定委員会は、次に掲</p>	<p>場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。</p> <p>(1) 当該候補者の経歴</p> <p>(2) 当該候補者を候補者とした理由</p> <p>(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係</p> <p>(4) 当該候補者の兼職状況</p> <p>6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。</p> <p>7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。</p> <p>8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。</p> <p>(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨</p> <p>(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名</p> <p>(3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあつては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位</p> <p>9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員の選任及び解任の方法は、必要的記載事項である（法人法153条1項8号）。 ・ 評議員の選任及び解任の方法は、いわゆる「第三者的中立機関方式」とする。 ・ 評議員の選任に関して、会員の意向を反映させるための選挙制度の導入を検討する（別紙「新法人への移行に伴う総会制度及び選挙制度の見直しについて（素案）」を参照）。 ・ 理事・監事の解任に関する規定にない、評議員の解任に関する規定を置く。

財団法人情報通信学会寄附行為	公益財団法人情報通信学会定款（素案）	内閣府作成モデル定款	備考
	<p>げる事項も併せて決定しなければならない。</p> <p>(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨</p> <p>(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名</p> <p>(3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位</p> <p>8 第6項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。</p> <p>9 評議員選定委員会は、評議員が次のいずれかに該当するときは、決議により、当該評議員を解任することができる。</p> <p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p>		
	<p>(評議員の任期)</p> <p>第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。</p> <p>3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。</p>	<p>(評議員の任期)</p> <p>第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。</p> <p>3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。</p>	
	<p>(評議員に対する報酬等)</p> <p>第17条 評議員は、無報酬とする。</p>	<p>(評議員の報酬等)</p> <p>第13条 評議員に対して、<例>各年度の総額が</p>	<p>・ 評議員の報酬は必要的記載事項である(法人法196条)。評議員</p>

財団法人情報通信学会寄附行為	公益財団法人情報通信学会定款（素案）	内閣府作成モデル定款	備考
	<p>2 評議員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。費用の弁償の額及びその支給方法については、評議員会において別に定める。</p>	<p>〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。</p>	<p>を無報酬とする旨を定める。 ・交通費等の必要経費を支給できるようにするために、その旨を明らかにした規定を置く。金額や支給方法については、学会の資産に関する事項であるから、評議員会が定めることとする。</p>
	<p>第2節 評議員会</p>	<p>第5章 評議員会</p>	
<p>(評議員の職務) 第20条の3 評議員は、評議員会を組織して、この寄付行為に定ある事務を行うほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し、必要と認める事項について助言する。</p>	<p>(構成) 第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。 2 評議員は、出席した評議員会において、互選により、当該評議員会の議長を選出する。 3 前項の規定により選出された議長は、当該評議員会の会務を総理する。</p>	<p>(構成) 第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。</p>	<p>・評議員会の会務を円滑に進行させるため、評議員会が開催されるごとに、出席した評議員の互選により、議長を選出する。</p>
<p>(評議員会) 第28条の2 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。 (1) 事業計画及び収支予算についての事項 (2) 事業報告及び収支決算についての事項 (3) 基本財産についての事項 (4) 長期借入金についての事項 (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項 (6) その他、この法人の義務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。 2 第27条2項及び第3項^{※3}並びに第28条^{※4}の規定は、評議員会について、これを準用する。この場合において、第27条2項及び第3項並びに第28条中「理事会」とあるのは、それぞれ「評議員」又は「評議員会」と読み替えるものとする。</p>	<p>(権限) 第19条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。 (1) 理事及び監事の選任及び解任 (2) 理事及び監事の報酬等の額 (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準 (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認 (5) 定款の変更 (6) 残余財産の処分 (7) 基本財産の処分又は除外の承認 (8) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p>	<p>(権限) 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。 (1) 理事及び監事の選任又は解任 (2) 理事及び監事の報酬等の額 (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準 (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認 (5) 定款の変更 (6) 残余財産の処分 (7) 基本財産の処分又は除外の承認 (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p>	
	<p>(開催) 第20条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場</p>	<p>(開催) 第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度〇月に1回開催するほか、(〇月及び)必要があ</p>	

財団法人情報通信学会寄附行為	公益財団法人情報通信学会定款（素案）	内閣府作成モデル定款	備考
<p>※3(理事会) 第27条 理事会は、この寄付行為に定めるもののほか、この学会の運営に関する重要な事項を議決する。 2 理事会は毎年2回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1以上又は監事全員から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。 3 理事会の議長は、会長とする。</p> <p>※4(議事) 第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。 2 理事会の議決は、この寄付行為に別の定めがある場合を除き、出席した構成員の過半数の同意を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 3 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は表決を委任することができる。この場合において、前2項の適用については、出席したものとみなす。</p>	<p>合に開催する。</p>	<p>る場合に開催する。</p>	
	<p>(招集) 第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。</p>	<p>(招集) 第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。</p>	
	<p>(決議) 第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。 (1) 監事の解任 (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準 (3) 定款の変更 (4) 基本財産の処分又は除外の承認 (5) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け (6) その他評議員会で決議するものとして法令で定められた事項 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p>	<p>(決議) 第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の<例:3分の2以上>に当たる多数をもって行わなければならない。 (1) 監事の解任 (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準 (3) 定款の変更 (4) 基本財産の処分又は除外の承認 (5) その他法令で定められた事項 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員は、評議員会に本人が出席しなければならない。代理人、委任状等による議決権行使は認められない(これらを認める定款は無効となる)。 ・ 「長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け」に対する評議員会の承認は、「3分の2以上の賛成」を要する特別決議事項とする。現行寄附行為が「長期借入金」について「理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない」としているからである。
<p>(決議の省略) 第23条 理事が評議員会の目的である事項につい</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人法194条に基づき評議員会の決議を省略することができる。法定事項であって定款に定める 	

財団法人情報通信学会寄附行為	公益財団法人情報通信学会定款（素案）	内閣府作成モデル定款	備考
	<p>て提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。</p>		<p>必要はないが、他法人ではこれを定款に定めている例が多い。</p>
	<p>（報告の省略） 第24条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。</p>		<p>・ 法人法195条に基づき評議員会への報告を省略することができる。法定事項であって定款に定める必要はないが、他法人ではこれを定款に定めている例が多い。</p>
<p>（議事録の作成及び署名） 第29条 会議が開催されたときは、その議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存しなければならない。</p>	<p>（議事録） 第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 議長及び当該評議員会に出席した会長は、前項の議事録に記名押印する。</p>	<p>（議事録） 第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。</p>	
	<p>（評議員会規則） 第26条 評議員会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。</p>		
	<p>第5章 役員及び理事会 第1節 役員</p>	<p>第6章 役員</p>	
<p>（役員） 第16条 学会に、次の役員を置く 会長 1名 副会長 3名以内 常務理事 4名以内 理事（会長、副会長及び常務理事を含む。） 15名以上20名以内 監事 2名以上</p>	<p>（役員の設置） 第27条 学会に、次の役員を置く。 （1）理事 10名以上20名以内 （2）監事 2名以内 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、4名以内を常務理事とする。会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p>	<p>（役員の設置） 第20条 この法人に、次の役員を置く。 （1）理事 〇〇名以上〇〇名以内 （2）監事 〇〇名以内 2 理事のうち1名（〇名）を代表理事とする。 3 代表理事以外の理事のうち、〇名を業務執行理事とする。</p>	<p>・ 新制度において、理事・監事は、理事会に本人が出席し議決権を行使しなければならないなど、負担が増大する。今後、学会運営の機動性を高める必要が生じる場合もあるだろう。そこで、理事の定数については下限を引き下げ、監事の定数については上限を定める方式に変更することを提</p>

財団法人情報通信学会寄附行為	公益財団法人情報通信学会定款（素案）	内閣府作成モデル定款	備考
	<p>3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下同じ。)上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。</p>		<p>案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人法上の名称(「代表理事」等)以外の名称を用いる場合は、その旨を定款に明記する必要がある。 ・ 役員(の)の法人法上の地位を明らかにする必要がある。会長が代表理事、副会長及び常務理事が業務執行理事である旨を明記する。
<p>(役員(の)の選任)</p> <p>第17条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で会長、副会長及び常務理事を定める。</p> <p>2 特定の理事とその親族その他特別な関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。</p> <p>3 理事及び監事は、相互にかねることができない。</p>	<p>(役員(の)の選任及び解任)</p> <p>第28条 理事及び監事の選任及び解任は、評議員会において行う。</p> <p>2 評議員会は、理事又は監事を選任又は解任するときは、会員の意見を参考とすることができる。会員の意見を聴くための手続は、理事会が評議員会の承認を受けて別に定める。</p> <p>3 評議員会は、前条第1項で定める理事又は監事の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の理事又は監事を選任することができる。</p> <p>4 前項の場合には、評議員会は、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。</p> <p>(1) 当該候補者が補欠の理事又は監事である旨</p> <p>(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の理事又は監事の補欠の理事又は監事として選任するときは、その旨及び当該特定の理事又は監事の氏名</p> <p>(3) 同一の理事又は監事(2人以上の理事又は監事の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の理事又は監事)につき2人以上の補欠の理事又は監事を選任するときは、当該補欠の理事又は監事相互間の優先順位</p> <p>5 第3項の補欠の理事又は監事の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。</p>	<p>(役員(の)の選任)</p> <p>第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。</p> <p>2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事・監事の選任に関して、会員の意向を反映させるために現在行われている選挙制度を維持する(別紙「新法人への移行に伴う総会制度及び選挙制度の見直しについて(素案)」を参照)。 ・ 役員(の)の解任に関する定めは、役員(の)の選任に関する定めとともに、本条に置く。
<p>(役員(の)の解任)</p> <p>第20条 役員が次のいずれかに該当する場合は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決により会長がこれを解任することができる。</p> <p>(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。</p> <p>(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。</p>			

財団法人情報通信学会寄附行為	公益財団法人情報通信学会定款（素案）	内閣府作成モデル定款	備考
	<p>6 評議員会は、理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、決議により、当該理事又は監事を解任することができる。</p> <p>(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p>		
<p>(役員の職務)</p> <p>第18条 会長は、学会を代表し、業務を統括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。</p> <p>3 常務理事は、会長の定めるところにより、常務を執行する。</p> <p>4 理事は、会長の定めるところにより、業務を執行する。</p> <p>5 監事は、学会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。</p> <p>(1) 学会の財産の状況を監督すること。</p> <p>(2) 理事の業務執行の状況を監督すること。</p> <p>(3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会又は、文部科学大臣に報告すること。</p> <p>(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。</p>	<p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、学会を代表し、その業務を執行し、副会長及び常務理事は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、学会の業務を分担執行する。</p> <p>3 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(監事の職務及び権限)</p> <p>第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、学会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>	<p>(理事の職務及び権限)</p> <p>第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</p> <p>2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、<例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。></p> <p>3 代表理事及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(監事の職務及び権限)</p> <p>第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。</p> <p>2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p>	
<p>(役員の任期)</p> <p>第19条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の在任期間とする。</p> <p>3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p>	<p>(役員の任期)</p> <p>第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。</p> <p>2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。</p> <p>3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(役員の任期)</p> <p>第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。</p> <p>2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。</p> <p>3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。</p>	

財団法人情報通信学会寄附行為	公益財団法人情報通信学会定款（素案）	内閣府作成モデル定款	備考
	<p>4 理事又は監事は、第27条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p>	<p>4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。</p>	
		<p>(役員の解任) 第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。 (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の解任に関する定めは、役員の選任に関する定めとともに、素案28条に置く。
	<p>(役員の報酬等) 第32条 理事及び監事は、無報酬とする。 2 理事及び監事は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。費用の弁償の額及びその支給方法については、評議員会において別に定める。</p>	<p>(役員の報酬等) 第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、<例>評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を>報酬等として支給することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通費等の必要経費を支給できるようにするために、その旨を明らかにした規定を置く。金額や支給方法については、学会の資産に関する事項であるから、評議員会が定めることとする。
	<p>(役員の責任の免除) 第33条 学会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、同法第111条第1項に定める理事又は監事の責任について、理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該理事又は監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議により免除することができる。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人法は、損害賠償責任の一部免除について、評議員会の決議（特別決議）が必要とする（法人法198条、113条1項、49条2項3号）。但し、素案のように、定款で「理事会決議」に変えることができる（相対的記載事項）。 ・ なお、損害賠償責任の全部免除については、法人法上、すべての評議員の同意が必要となる（法人法198条、112条）。

財団法人情報通信学会寄附行為	公益財団法人情報通信学会定款（素案）	内閣府作成モデル定款	備考
	第2節 理事会	第7章 理事会	
	(構成) 第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。	(構成) 第28条 理事会は、すべての理事をもって構成する。	
(理事会) 第27条 理事会は、この寄付行為に定めるもののほか、この学会の運営に関する重要な事項を議決する。 2 理事会は毎年2回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるとき、又は理事現在数の3分の1以上又は監事全員から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。 3 理事会の議長は、会長とする。	(権限) 第35条 理事会は、次に掲げる職務を行う。 (1) 学会の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職	(権限) 第29条 理事会は、次の職務を行う。 (1) この法人の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職	
	(招集) 第36条 理事会は、会長が招集する。 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長又は常務理事が理事会を招集する。 3 理事は、会長(前項に規定する場合にあつては、副会長又は常務理事)に対し、理事会の目的である事項及び招集の理由を示して、理事会の招集を請求することができる。	(招集) 第30条 理事会は、代表理事が招集する。 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。	
(議事) 第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。 2 理事会の議決は、この寄付行為に別の定めがある場合を除き、出席した構成員の過半数の同意を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 3 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は表決を委任することができる。この場合において、前2項の適用については、出席したものとみなす。	(決議) 第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 (決議の省略) 第38条 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。	(決議) 第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。	・ 理事・監事は、評議員会に本人が出席しなければならない。代理人、委任状等による議決権行使は認められない(これらを認める定款は無効となる)。 ・ 法人法96条によれば、理事会決議の省略について定款に定めることができる(相対的記載事項)。
	(報告の省略)		・ 法人法98条(197条により準用)

財団法人情報通信学会寄附行為	公益財団法人情報通信学会定款（素案）	内閣府作成モデル定款	備考
	<p>第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。</p> <p>2 前項の規定は、第29条第3項の規定による報告については、適用しない。</p>		<p>に基づき理事会への報告を省略することができる。法定事項であって定款に定める必要はないが、他法人ではこれを定款に定めている例が多い。</p>
<p>(議事録の作成及び署名)</p> <p>第29条 会議が開催されたときは、その議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存しなければならない。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。</p>	
	<p>(理事会規則)</p> <p>第41条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。</p>		
	<p>第3節 委員会</p>		
	<p>(委員会)</p> <p>第42条 理事会は、学会の事業の円滑な遂行を図るため、理事会の下に、次に掲げる委員会を置くことができる。</p> <p>(1) 研究企画委員会</p> <p>(2) 事業企画委員会</p> <p>(3) 編集委員会</p> <p>(4) その他学会の事業の円滑な遂行を図るために必要な委員会</p> <p>2 委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。</p> <p>3 委員会の委員は、無報酬とする。</p> <p>4 委員会の委員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。費用の弁償の額及びその支給方法については、評議員会において別に定める。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・「委員会」は法令に根拠のない任意の機関であり、法令上の機関である評議員会や理事会の権限に抵触することができない。そのため、「委員会」の名称、構成、権限等をできる限り定款に明記しておく必要がある。 ・そこで、①学会の事業の円滑な遂行を図るために「委員会」が設置されるのであり、「委員会」は機動的な事務処理機関であって、学会に関する何らかの意思決定を行う機関ではないこと、②理事会の下部組織(内部組織)であり、理事会の指揮監督が及ぶこと、③現在ある「委員会」を挙げることで、具体性を持たせる。

財団法人情報通信学会寄附行為	公益財団法人情報通信学会定款（素案）	内閣府作成モデル定款	備考
	5 委員会の任務、構成並びに運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。		
	第6章 会員		
<p>(種別)</p> <p>第21条 学会の会員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 正会員 情報及びコミュニケーションに関する研究調査に従事し、又はそれに関心を持つ者で、正会員が推薦した者</p> <p>(2) 学生会員 情報及びコミュニケーションに関する研究調査に関心を持つ学部学生で、担当教官である正会員が推薦した者</p> <p>(3) 賛助会員 学会の主旨に賛同する者で理事が推薦した者</p> <p>(4) 名誉会員 特に学会に功労のあった者で、理事会が推薦した者</p>	<p>(種別)</p> <p>第43条 学会の会員の種別は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 正会員 情報及びコミュニケーションに関する研究調査に従事し、又はそれに関心を持つ者であつて、正会員が推薦した者</p> <p>(2) 学生会員 情報及びコミュニケーションに関する研究調査に関心を持つ学部学生であつて、指導教授である正会員が推薦した者</p> <p>(3) 賛助会員 学会の目的に賛同する者であつて、評議員又は理事が推薦した者</p> <p>(4) 名誉会員 特に学会に功労のあった者であつて、理事会が推薦し評議員会が承認した者</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 賛助会員の推薦者は、現在、「理事」のみとなっているが、これを「評議員又は理事」とする。 ・ 名誉会員については、現在、「理事会が推薦した者」となっているが、これを「理事会が推薦し評議員会が承認した者」とする。
<p>(入会)</p> <p>第22条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦されたものは、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。</p>	<p>(入会)</p> <p>第44条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。但し、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。</p>		
<p>(年会費等)</p> <p>第23条 正会員又は学生会員として入会を承認された者は、別に定める入会金を、正会員及び学生会員は、別に定ある年会費を納めなければならない。</p> <p>2 賛助会員は、別に定ある年会費を納めなければならない。</p> <p>3 名誉会員は、入会金及び年会費を納めることを要しない。</p> <p>4 既納の入会金及び年会費は、いかなる事由があつても返金しない。</p>	<p>(年会費)</p> <p>第45条 正会員、学生会員及び賛助会員は、年会費を納めなければならない。</p> <p>2 名誉会員は、年会費を納めることを要しない。</p> <p>3 既に納められた年会費は、いかなる理由があつても返金しない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 入会金は廃止されている。

財団法人情報通信学会寄附行為	公益財団法人情報通信学会定款（素案）	内閣府作成モデル定款	備考
<p>(資格の喪失) 第24条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。 (1) 退会したとき。 (2) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は法人である会員が解散したとき。 (3) 除名されたとき。</p>	<p>(資格の喪失) 第46条 会員は、次に掲げる事由により、会員たる資格を喪失する。 (1) 退会したとき。 (2) 死亡若しくは失踪宣告を受け、又は法人である会員が解散したとき。 (3) 除名されたとき。</p>		
<p>(退会) 第25条 学会の会員は、退会しようとするときは会長に届け出なければならない。</p>	<p>(退会) 第47条 会員は、学会を退会しようとするときは、会長に対し、その旨を届け出なければならない。</p>		
<p>(除名) 第26条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、会長が除名することができる。 (1) 学会の名誉を傷つけ、又は、学会の目的に違反する行為があったとき。 (2) 学会の会員としての義務に違反したとき。 (3) 会費を2年以上滞納したとき</p>	<p>(除名) 第48条 会長は、会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て当該会員を除名することができる。 (1) 学会の名誉を傷つけ、又は、学会の目的に違反する行為があったとき。 (2) 学会の会員としての義務に違反したとき。 (3) 年会費を2年以上滞納したとき。</p>		
	<p>(会員に関する規則) 第49条 この定款に定めるもののほか、入会及び退会の手続、年会費その他会員に関して必要な事項は、理事会が評議員会の承認を受けて別に定める。</p>		
<p>(総会) 第30条 学会に総会を置く。 2 総会に関する規程は、理事会が別に定める。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・ 新制度下では最高意思決定機関である評議員会の権能を侵すような機関を設けることができない。 ・ 学会運営に関する重要事項について総会承認に代わって会員の意思を反映させる仕組みとして、評議員会が定める規程により、運用上、会員投票制度を導入する。
	<p>第7章 事務局</p>		

財団法人情報通信学会寄附行為	公益財団法人情報通信学会定款（素案）	内閣府作成モデル定款	備考
<p>(事務局及び職員) 第20条の4 学会に事務を処理するために、事務局及び必要な職員を置く。 2 職員は、会長が任免する。 3 職員は、有給とする。</p>	<p>(事務局及び職員) 第50条 学会に、学会の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。 2 職員は、理事会が任免する。 3 職員に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給する。 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 事務局に関する定めは、基本的に現行寄附行為に準拠する。
	第8章 定款の変更及び解散	第8章 定款の変更及び解散	
<p>(寄付行為の変更) 第31条 この寄付行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。</p>	<p>(定款の変更) 第51条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。 2 前項の規定は、第3条、第4条及び第15条についても適用する。</p>	<p>(定款の変更) 第33条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条(及び第11条)についても適用する。</p>	
<p>(解散及び残余財産の処分) 第32条 この学会の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。 2 解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この学会の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。</p>	<p>(解散) 第52条 学会は、基本財産の滅失による学会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。</p>	<p>(解散) 第34条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。</p>	
	<p>(公益認定の取消し等に伴う贈与) 第53条 学会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により学会が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益</p>	<p>(公益認定の取消し等に伴う贈与) 第35条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当</p>	<ul style="list-style-type: none"> 贈与先は、目的類似公益法人のみとする。

財団法人情報通信学会寄附行為	公益財団法人情報通信学会定款（素案）	内閣府作成モデル定款	備考
	<p>認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、類似の事業を目的とする他の公益法人に贈与するものとする。</p>	<p>該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>	
	<p>(残余財産の帰属) 第54条 学会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人に贈与するものとする。</p>	<p>(残余財産の帰属) 第36条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。</p>	
	<p>第9章 雑則</p>	<p>第9章 公告の方法</p>	
	<p>(公告の方法) 第55条 学会の公告は、電子公告により行う。 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。</p>	<p>(公告の方法) 第37条 この法人の公告は、<例1:官報に掲載する方法、例2:東京都において発行する〇〇新聞に掲載する方法、例3:電子公告、例4:主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法>により行う。 <例3の場合> 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、<例1:官報、例2:東京都において発行する〇〇新聞に掲載する方法>による。</p>	<p>・公告方法は、必要的記載事項である(法人法153条1項9号)。</p>
<p>(書類及び帳簿の備付等) 第33条 この学会の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。 (1) 寄付行為 (2) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書 (3) 財産目録 (4) 資産台帳及び負債台帳</p>			

財団法人情報通信学会寄附行為	公益財団法人情報通信学会定款（素案）	内閣府作成モデル定款	備考
<p>(5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類 (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類 (7) 官公署往復書類 (8) 収支予算書及び事業計画書 (9) 収支計算書及び事業報告書 (10) 貸借対照表 (11) 正味財産増減計算書 (12) その他必要な書類及び帳簿</p> <p>2 前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類及び同項第8号から第11号までの書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号及び第12号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。</p> <p>3 第1項第1号、第3号及び第8号から第11号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。</p>			
<p>(細則) 第34条 この寄付行為の施行についての細則は、理事会及び評議員会の議決を経て、別に定める。</p>	<p>(委任) 第56条 この定款に定めるもののほか、学会の運営に必要な事項は、法令及びこの定款に違反しない限りにおいて、理事会の決議により別に定める。</p>		
<p>附則</p>	<p>附則</p>	<p>附則</p>	
	<p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p>	<p>1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p>	
<p>1 学会の設立年度の事業計画及び収支予算は、第10条及び第27条第1項の規程にかかわらず、設立発起人の定めるところによる。</p>			
<p>2 学会の設立当初の会計年度は、第15条の規程</p>	<p>2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律</p>	<p>2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律</p>	

財団法人情報通信学会寄附行為	公益財団法人情報通信学会定款（素案）	内閣府作成モデル定款	備考
<p>にかかわらず、設立許可のあった日から昭和59年3月31日までとする。</p>	<p>及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p>	<p>及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。</p>	
<p>3 学会の設立当初の理事及び監事の任期は、第19条の規程にかかわらず、設立許可のあった日から昭和59年6月30日までとする。</p>			
<p>4 学会の設立当初の理事及び監事は、第17条第1項の規程にかかわらず、次のとおりとする。 理事(会長) 永井道雄 理事(副会長) 猪瀬博 理事(常務理事) 生田正樹 理事(常務理事) 好本功 理事 井深大 理事 内川芳美 理事 江尻進 理事 大来佐武郎 理事 加藤一郎 理事 加藤秀俊 理事 加藤好雄 理事 小林宏治 理事 坂井利之 理事 白根禮吉 理事 八藤東禧 監事 林雄二郎 監事 行廣清美 監事 山本博</p>	<p>3 学会の最初の会長は〇〇〇〇とする。 4 学会の最初の評議員は、次に掲げる者とする。 〇〇〇〇 〇〇〇〇 :</p>	<p>3 この法人の最初の代表理事は〇〇〇〇とする。 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。 〇〇〇〇 〇〇〇〇 :</p>	
<p>5 学会の設立当初の正会員は、第21条第1号の規程にかかわらず、設立発起人をもって正会員とする。</p>			

財団法人情報通信学会寄附行為	公益財団法人情報通信学会定款（素案）	内閣府作成モデル定款	備考												
	別表 基本財産(第5条関係)	<p>別表第1 基本財産(公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの)(第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1234 323 1749 528"> <thead> <tr> <th>財産種別</th> <th>場所・物量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>〇〇㎡ ××市▽▽町3-5-1</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>〇〇㎡ ××市▽▽町3-5-1 4階建</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券</td> <td>××株式 〇〇株</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産(第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1234 611 1749 699"> <thead> <tr> <th>財産種別</th> <th>場所・物量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美術品</td> <td>絵画〇点 〇年〇月以前取得</td> </tr> </tbody> </table>	財産種別	場所・物量等	土地	〇〇㎡ ××市▽▽町3-5-1	建物	〇〇㎡ ××市▽▽町3-5-1 4階建	投資有価証券	××株式 〇〇株	財産種別	場所・物量等	美術品	絵画〇点 〇年〇月以前取得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不可欠特定財産があれば、基本財産と分けて掲記する必要がある。
財産種別	場所・物量等														
土地	〇〇㎡ ××市▽▽町3-5-1														
建物	〇〇㎡ ××市▽▽町3-5-1 4階建														
投資有価証券	××株式 〇〇株														
財産種別	場所・物量等														
美術品	絵画〇点 〇年〇月以前取得														